# QT PRO クラウドダイレクト利用規約

(2023年7月)

株式会社QTnet

	目	次	
QT PRO クラウドダイレクト利用規約	d		 1
(規約の適用)			 1
(本規約の変更)			 1
(用語の定義)			 1
(クラウドダイレクトの提供区域)			 3
(クラウドダイレクトの品目)			 3
(契約の単位)			 3
(契約申込の方法)			 3
(契約申込の承諾)			 3
(契約者数の変更)			 4
(クラウドダイレクトの品目の変更).			 4
(クラウドダイレクト契約者回線等の風	廃止)		 4
(その他の契約内容の変更)			 4
(契約者回線等の利用の一時中断)			 4
(利用権の譲渡)			 5
(契約者が行うクラウドダイレクト契約	めの解除)		 5
(当社が行うクラウドダイレクト契約の			
(その他の提供条件)	•••••		 5
(利用中止)			 5
(利用停止)			 5
(通信利用の制限等)			 6
(料金及び工事に関する費用)			 7
(料金の支払義務)			 7
(工事費の支払義務)	•••••		 8
(料金の計算方法等)			
(割増金)	•••••		 8
(延滞利息)			
(契約者の維持責任)			
(契約者の切分責任)			
(修理又は復旧の順位)			
(責任の制限)			
(免責)			
(承諾の限界)			
(利用に係る契約者の義務)			
(他人に使用させる場合の契約者の義系)	务)		 10

(多	<b>契約者情報の取扱い</b> )11
(関	<b>閲覧)</b>
別	記
1	クラウドダイレクトの提供区域12
2	契約者の地位の承継12
3	契約者の氏名等の変更 12
4	アクセス回線の料金の取扱い等12
5	新聞社等の基準12
6	クラウドサービス事業者12
7	クラウドダイレクトに接続可能なアクセス回線13
8	協定事業者13
(米	科金 <b>の</b> 計算方法等)14
(站	<b>岩数処理</b> )14
(米	斗金等 <b>の支払い</b> ) 14
(米	斗金 <b>の一括後払い</b> )14
(育	<b>前受金)</b> 14
(注	肖費税相当額の加算)14
(米	斗金等の臨時減免)15
第 1	1 表 料金 $1\epsilon$
1	適用 $1 \epsilon$
2	料金額18
2	2-1 基本回線料18
2	2 — 2  付加機能料 19
2	2-3 初期費用20
2	2-4 変更費用21
附貝	<b>则</b>
	(実施期日)

# 第1章 総則

## (規約の適用)

第1条 当社は、このQT PRO クラウドダイレクト利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)を定め、これにより QT PRO クラウドダイレクト(以下「本サービス」といいます)を提供します。

#### (本規約の変更)

**第2条** 当社は、この本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

# (用語の定義)

第3条 この本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第3条 この本規約におい	<u>いては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</u>
用語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電
	気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 クラウドダイレク	インターネットを経由せず、クラウドサービス事業者に接続す
<u>}</u>	るサービス
4 クラウドサービス 事業者	クラウドダイレクトを使用して接続する当社が指定したクラウ
サ来句 5 クラウドサービス	ドサービスを提供する事業者 クラウドサービス事業者が提供するクラウドサービス
6 クラウドダイレクト取扱所	クラウドダイレクトに関する業務を行う当社の事業所
7 クラウドダイレク	当社からクラウドダイレクトの提供を受けるための契約
ト契約	
8 クラウドダイレク	当社とクラウドダイレクト契約を締結している者
卜契約者	
9 収容局設備	クラウドダイレクト契約に基づいて当社が指定する取扱所交換
	設備
10 クラウドダイレク	収容局設備とクラウドサービス事業者を接続する回線
卜契約者回線	
11 アクセス回線	収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される
	当社が指定する電気通信回線
12 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって1の部
	分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに
	準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置す
	る電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規
	定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法
	律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される
	地方消費税の額
16 協定事業者	当社と個別に協定を締結し、当社の収容局設備とクラウドサー

T	
	ビス事業者の設備の間に設置される設備を有する事業者
17 タイプE	協定事業者の有する設備のうち、エクイニクス・ジャパン株式会社のものを利用して提供するクラウドダイレクトの品目で且つ、接続可能なクラウドサービスが各クラウドサービス事業者のプライベートクラウドに限定(MicrosoftのパブリッククラウドであるMicrosoft365 については、契約者がNAT設備・機能を自ら設置および管理する場合はこの限りではない)されるもの
18 タイプ I	協定事業者の有する設備のうち、株式会社インターネットイニシアティブのものを利用して提供するクラウドダイレクトの品目で且つ、接続可能なクラウドサービスがMicrosoft365に限定されるもの
19 契約者	クラウドダイレクト契約者
20 マルチクラウド接続	収容局設備を介してクラウドダイレクト契約者回線間(タイプ Eとタイプ I 間を含む)を接続するもの且つ、単一のアクセス 回線で利用するもの(ただし、タイプ I におけるMAPS接続と ExpressRoute接続間の接続を除く)

# 第2章 クラウドダイレクトの提供区域

## (クラウドダイレクトの提供区域)

**第4条** クラウドダイレクトは、別記1に定める提供区域において提供します。

#### 第3章 契約

#### (クラウドダイレクトの品目)

第5条 本サービスには、料金表に規定する品目があります。

(注)品目のうちタイプIのもので且つMAPS接続 プラン1およびプラン2については、2023年7月31日付けで新規の契約申込を受付停止いたします。

#### (契約の単位)

**第6条** 当社は、1のクラウドダイレクト契約者回線ごとに1のクラウドダイレクト契約 を締結します。

#### (契約申込の方法)

- 第7条 クラウドダイレクト契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、当社に対し提出するものとします。なお、契約者は、国内法人(法人に相当するものと当社が認めるものも含む)に限ります。
  - 1 クラウドダイレクト申込書
  - 2 クラウドダイレクト契約の申込みをするときには、別途アクセス回線の申込 みが必要となります。
  - 3 当該契約者は本規約の内容に同意の上、かかる申込みを行うものとし、当該 契約者が申込みを行った時点で、当社は当該契約者が本規約の内容を承諾し たものとみなします。
  - 4 料金表(第1表 2-3 初期費用 b.付加機能)に規定する付加機能(マルチクラウド接続)の申込みをするときには、当該付加機能を利用するクラウドダイレクト契約の指定が必要となります。

# (契約申込の承諾)

- **第8条** 当社は、クラウドダイレクトの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
  - 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのクラウドダイレクト契約の申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) 契約者がクラウドダイレクトの利用及び提供を行うに当たり遵守すべき 法令及びガイドライン (電気通信事業法を含むがこれに限定されない) を 満たしていないとき
    - (2) 国内法人(法人に相当すると当社が認めるものを含む。) でない場合等クラウドダイレクト利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
    - (3) 契約者が、当該申込みに係る契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき
    - (4) 契約者が現に締結し、又は、従前締結していた利用規約において債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
    - (5) 契約者が、クラウドダイレクトの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

- (6) 契約者が違法、不当、公序良俗違反、当社若しくはクラウドダイレクトの信用を毀損する、又は、クラウドダイレクトを直接もしくは間接に利用するものに対し重大な支障をきたす等の態様でクラウドダイレクトを利用する恐れがあるとき
- (7) クラウドダイレクトを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (8) 契約者が、クラウドサービス提供事業者から、クラウドダイレクトを利用して接続するクラウドサービスの提供を受けられないとき。
- (9) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - (注) 品目のうちタイプIのもので且つMAPS接続 プラン1およびプラン2に ついては、2023年7月31日付けで新規の契約申込を受付停止いたします。

#### (契約者数の変更)

- 第9条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者又は利用を止めようとする者と連署した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。
  - 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (クラウドダイレクトの品目の変更)

- 第10条 契約者は、クラウドダイレクトの品目の変更(タイプEとタイプ I 間の変更、タイプ I のMAPS接続プラン 1、MAPS接続プラン 2 およびExspressRoute接続間の変更ならびに、タイプ I のExpressRoute接続における上限伝送速度の減速に係るものを除く)の請求をすることができます。
  - 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (クラウドダイレクト契約者回線等の廃止)

第11条 契約者は、クラウドダイレクト契約者回線の廃止の請求をすることができます。2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (その他の契約内容の変更)

- 第12条 契約者は、第7条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更の請求をする ことができます。
  - 2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(契約申込の承諾)および、第 10条(クラウドダイレクトの品目の変更)の規定に準じて取り扱います。

#### (契約者回線等の利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること をいいます。以下同じとします。)を行います。

#### (利用権の譲渡)

- **第14条** 利用権(契約者がクラウドダイレクト契約に基づいてクラウドダイレクトの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡(契約名義の変更を含みます。以下、同じとします。)は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
  - 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 利用権を譲り受けようとする者がクラウドダイレクトの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

#### (契約者が行うクラウドダイレクト契約の解除)

**第15条** 契約者は、クラウドダイレクト契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

## (当社が行うクラウドダイレクト契約の解除)

**第16条** 当社は、第19条 (利用停止) の規定によりクラウドダイレクトの利用を停止 された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのクラウドダイレクト契 約を解除することがあります。

#### (その他の提供条件)

**第17条** クラウドダイレクト契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3 に定めるところによります。

#### 第4章 利用中止及び利用停止

#### (利用中止)

- 第18条 当社は、次の場合には、クラウドダイレクトの利用を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第20条(通信利用の制限等)の規定により、クラウドダイレクト契約者回線の利用を中止するとき。
  - (3) その他本サービスの提供が技術的に困難となった場合
  - 2 当社は、前項の規定によりクラウドダイレクトの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

#### (利用停止)

第19条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのクラウドダイレクトの料金及びその他債務(この本規約の規定により、支払いを要することとなったクラウドダイレクトに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金及びその他債務が支払われるまでの間)、そ

- のクラウドダイレクトの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金及びその他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第33条(利用に係る契約者の義務)又は第34条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3) 当社の承諾を得ずに、クラウドダイレクト契約者回線に当社以外、もしくはクラウドサービス事業者以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (4) クラウドダイレクト契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは 自営電気通信設備、クラウドサービス事業者の設備に異常がある場合その 他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受 けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵 政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)に適合していると認めら れない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をクラウドダイレクト契約 者回線又は、アクセス回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は前項の規定によりクラウドダイレクトの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### 第5章 通信

#### (通信利用の制限等)

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているクラウドダイレクト契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記5の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

#### 第6章 料金等

#### (料金及び工事に関する費用)

- 第21条 当社が提供するクラウドダイレクトの料金は、料金表に定めるところによりま す。
  - 2 当社が提供するクラウドダイレクトの工事に関する費用は工事費、及び設備 費とし、料金表に定めるところによります。

#### (料金の支払義務)

- 第22条 契約者は、そのクラウドダイレクト契約に基づいて当社がクラウドダイレクト 契約者回線の提供を開始した日から起算して、クラウドダイレクト契約の解除又 はクラウドダイレクト契約者回線の廃止(以下この条において「解除等」といい ます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が 同一の日である場合は、1日間とします。) について料金表に規定する料金の支 払いを要します。
  - 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりクラウドダイレクトを利用す ることができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
  - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを 要します。
  - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要し
  - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、クラウドダイレ クトを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

# 1 契約者の責めによらない理由により、 そのクラウドダイレクト契約者回線を全く 利用できない状態(そのクラウドダイレク ト契約者回線による全ての通信に著しい支 障が生じ、全く利用できない状態と同程度 | の契約者回線等についての料金 の状態となる場合を含みます。ただし、ク ラウドサービス事業者の責に帰すべき理由 の場合を除きます。以下同じとします。)が

生じた場合(2欄に該当する場合を除きま す。) にそのことを当社が知った時刻から起 算して、24時間以上その状態が連続したと

別

# そのことを当社が知った時刻以後の利用 できなかった時間(24時間の倍数である 部分に限ります。)について、24時間ごと に日数を計算し、その日数に対応するそ

支払いを要しない料金

2 当社の故意又は重大な過失によりその「そのことを当社が知った時刻以後の利用 クラウドダイレクトを全く利用できない状 | できなかった時間について、その時間に 態が生じたとき。

き。

対応するそのクラウドダイレクトについ ての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、 その料金を返還します。
- 4 第2項の規定にかかわらず、そのクラウドダイレクトに係る料金の扱いにつ いて、料金表第1表(料金)にサービス品質に係る定めがある場合は、その定め るところによります。

# 7

#### (工事費の支払義務)

**第23条** 契約者は、クラウドダイレクト契約の申込み又は工事を要する請求をし、その 承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのクラウドダイレクト契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (料金の計算方法等)

第24条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

#### (割増金)

第25条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第26条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

#### 第7章 保守

#### (契約者の維持責任)

第27条 契約者は、アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備 を技術基準に適合するよう維持していただきます。

#### (契約者の切分責任)

- 第28条 契約者は、アクセス回線が自営端末設備又は自営電気通信設備に接続されている場合であって、クラウドダイレクト契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備もしくはクラウド事業者の設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
  - 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
  - 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備もしくはクラウド事業者の設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただくことがあります。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算し

た額とします。

#### (修理又は復旧の順位)

第29条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第20条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
	気象機関に設置されるもの
	水防機関に設置されるもの
	消防機関に設置されるもの
	災害救助機関に設置されるもの
1	警察機関に設置されるもの
	防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
	選挙管理機関に設置されるもの
0	別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
2	に設置されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
	国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを
	除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失し たクラウドダイレクト契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

#### 第8章 損害賠償

#### (責任の制限)

- 第30条 当社は、クラウドダイレクトを提供すべき場合において、当社又は協定事業者 の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのクラウドダイレ クトが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時 間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
  - 2 前項の場合において、当社は、クラウドダイレクトが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのクラウドダイレクトに係る料金額(そのクラウドダイレクトの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - 3 当社又は協定事業者の故意又は重大な過失によりクラウドダイレクトの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。
  - (注) 本条の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料

金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

## (免責)

第31条 当社は、この本規約等の変更によりアクセス回線に接続されている自営端末 設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」とい います。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用につい ては負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(クラウドダイレクト取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

#### 第9章 雜則

## (承諾の限界)

第32条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (利用に係る契約者の義務)

- 第33条 契約者は、次のことを守っていただきます。
  - (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (他人に使用させる場合の契約者の義務)

- **第34条** 契約者は、そのクラウドダイレクト契約者回線を契約者以外の者に使用させる 場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
  - (1) 契約者は、前条の規定については、善良な管理者の注意を怠らなかった 場合を除いて、そのクラウドダイレクト契約者回線を使用する者の行為 についても、当社に対して責任を負うこと。
  - (2) 契約者は、そのクラウドダイレクトに関する料金又は工事に関する費用 のうち、そのクラウドダイレクト契約者回線を使用する者の使用による ものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
  - (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのクラウドダイレクト契約者回線のアクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのクラウドダイレクト契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
  - (注)本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの本規約の 規定の適用とします。

第27条(契約者の維持責任) 第28条(契約者の切分責任)

# (契約者情報の取扱い)

第35条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先、QT PRO クラウドダイレクトの提供先の設備又は工事に関する情報、契約者の顧客情報等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の約款の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、QT PRO クラウドダイレクトの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を 委託している者に提供する場合を含みます。

#### (閲覧)

**第36条** この本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社 は閲覧に供します。

### 別記

#### 1 クラウドダイレクトの提供区域

当社のクラウドダイレクトの提供区域は、アクセス回線が定める区域において提供します。

#### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併 後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添え て、すみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2)(1)の場合に、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1 人を代表者として取り扱います。

## 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明 する書類を添えて、すみやかに当社に通知していただきます。

#### 4 アクセス回線の料金の取扱い等

- (1) アクセス回線に係る料金は、そのアクセス回線の契約約款及び料金表等に定めるところによります。
- (2) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 5 新聞社等の基準

	**************************************	
	区 分	基準
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議
		することを目的としてあまねく発売されること。
		(2)発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2	放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受
		けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1欄の基準のすべてを備えた
		日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュー
		ス又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを
		主な目的とする通信社

#### 6 クラウドサービス事業者

#### (1) タイプE

クラウドサービス事業者	クラウドサービス名称
Microsoft	Azure、Microsoft365 ※
Amazon	AWS
Google	Google Cloud Platform
Oracle	Oracle Cloud Infrastructure

# ※ Microsoft365 は、NAT 設備・機能を契約者自ら設置・管理する場合に限り接続可能とする

# (2) タイプ I

クラウドサービス事業者	クラウドサービス名称
Microsoft	Microsoft365

# 7 クラウドダイレクトに接続可能なアクセス回線

- QT PRO VLAN (LAN型通信網サービス)
- ・QT PRO エントリーVPN (IP通信網サービス)

# 8 協定事業者

- ・エクイニクス・ジャパン株式会社
- ・株式会社インターネットイニシアティブ

#### 料金表

#### 通則

#### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、クラウドダイレクト契約者がそのクラウドダイレクト契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日にクラウドダイレクト契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日にクラウドダイレクト契約の解除があったとき。
  - (3) 暦月の初日にクラウドダイレクト契約者回線の提供を開始し、その日にそのクラウドダイレクト契約の解除があったとき。
  - (4)料金月の初日以外の日にクラウドダイレクトの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- 3 前項の規定による料金の日割は、暦日数により行います。

#### (端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指 定するクラウドダイレクト取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払って いただきます。

## (料金の一括後払い)

7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
- (注) 8 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

#### (消費税相当額の加算)

9 第22条(料金の支払義務)から第23条(工事費の支払義務)までの規定等により 料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税 抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算し た額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費 税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします)により計算した額とは差が生じ る場合があります。

# (料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のクラウドダイレクト取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

# 第1表 料金

# 1 適用

1 適用			
区分		内容	
(1) クラウドダイレ	当社は、料金額を	と適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。	
クトの品目に係る	(注)品目のうちタイプIのもので且つMAPS接続 プラン1およびプラン2		
料金の適用	については、2023年7月31日付けで新規の契約申込を受付停止いたしま		
	す。		
	(1) タイプE		
		以外のもの(ベストエフォート型)	
	品目	内 容	
	100Mb/s 備考	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
	加布		
	1。 世紀 本伊利 (	D + 0	
	b. 帯域確保型の 品 目	1	
		内容	
	上限伝送速度		
	10Mb/s	最低伝送速度が10Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	20Mb/s	最低伝送速度が20Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	30Mb/s	最低伝送速度が30Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	40Mb/s	最低伝送速度が40Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	50Mb/s	最低伝送速度が50Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	100Mb/s	最低伝送速度が100Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	200Mb/s	最低伝送速度が200Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	300Mb/s	最低伝送速度が300Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	400Mb/s	最低伝送速度が400Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	500Mb/s	最低伝送速度が500Mbit/s で符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s	最低伝送速度が1Gbit/s で符号伝送が可能なもの	
	1Gb/s∼	最低伝送速度が1Gbit/s以上 で符号伝送が可能なもの	
	(2) タイプ I	のもの	
	<u>a. b</u> .以外のもの	・ O(MAPS接続 プラン1 および MAPS接続 プラン2)	
	品 目 上限伝送速度	内 容	
	上四四四四尺		

50Mb/s	最高伝送速度が50Mbit/s で符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最高伝送速度が100Mbit/s で符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最高伝送速度が200Mbit/s で符号伝送が可能なもの
300Mb/s	最高伝送速度が300Mbit/s で符号伝送が可能なもの
400Mb/s	最高伝送速度が400Mbit/s で符号伝送が可能なもの
500Mb/s	最高伝送速度が500Mbit/s で符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最高伝送速度が1Gbit/s で符号伝送が可能なもの

# b. ExpressRoute接続のもの

品目	内 容
上限伝送速度	P) 谷
50Mb/s	最高伝送速度が50Mbit/s で符号伝送が可能なもの
100Mb/s	最高伝送速度が100Mbit/s で符号伝送が可能なもの
200Mb/s	最高伝送速度が200Mbit/s で符号伝送が可能なもの
500Mb/s	最高伝送速度が500Mbit/s で符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最高伝送速度が1Gbit/s で符号伝送が可能なもの

# 2 料金額

# 2-1 基本回線料

## (1) タイプEのもの

a. 帯域保証型以外のもの (ベストエフォート型)

クラウドダイレクト契約者回線1回線ごとに

П П	日始以入
ĎĎ Ħ	月額料金
$100 \mathrm{Mb/s}$	55,000円

## b.帯域確保型のもの

# クラウドダイレクト契約者回線1回線ごとに

品目	月額料金
上限伝送速度	74 BX11 ==
10Mb/s	59,000円
20Mb/s	108,000円
30Mb/s	120,000円
40Mb/s	133,000円
50Mb/s	153,000円
100Mb/s	176,000円
200Mb/s	244,000円
300Mb/s	285,000円
400Mb/s	325,000円
500Mb/s	366,000円
1Gb/s	480,000円
1Gb/s∼	個別見積

# (2) タイプIのもの

a. MAPS接続 プラン1のもの (2023年7月31日新規受付停止)

クラウドダイレクト契約者回線1回線ごとに

品目	月額料金
上限伝送速度	
50Mb/s	205,000円
100Mb/s	257,000円
200Mb/s	539,000円
300Mb/s	752,000円
400Mb/s	916,000円
500Mb/s	1,080,000円
1Gb/s	1,739,000円

# b. MAPS接続 プラン2のもの(2023年7月31日新規受付停止)

クラウドダイレクト契約者回線1回線ごとに

品目	月額料金
上限伝送速度	
50Mb/s	255,000円
100Mb/s	307,000円

200Mb/s	589,000円
300Mb/s	802,000円
400Mb/s	966,000円
500Mb/s	1,130,000円
1Gb/s	1,789,000円

## c. ExpressRoute接続のもの

# ア基本回線

# クラウドダイレクト契約者回線1回線ごとに

品目	月額料金
上限伝送速度	
50Mb/s	174,000円
100Mb/s	198,000円
200Mb/s	264,000円
500Mb/s	406,000円
1Gb/s	644,000円

# イ マイクロソフト標準 (MSピアリングオプション/NAPT機能)

# Microsoft365 を利用する 35 セッションごとに

品目	月額料金
_	100円

# 2-2 付加機能料

# (1) タイプEのもの

# a. マルチクラウド接続

品目	月額料金
_	0円

## (2) タイプIのもの

a. MAPS接続 プラン1のもの (2023年7月31日新規受付停止)

# 付加機能1契約ごとに

品目	内容	月額料金
30,000 セッション追加	Microsoft365との接続最大セッション 数を30,000セッション単位で追加する ことが可能となる	50,000円
備考	最大7契約まで追加可能 (基本 + 付加機能 7契約 = 240,000セ)	ッション)

# b. MAPS接続 プラン2のもの (2023年7月31日新規受付停止)

### 付加機能1契約ごとに

品目	内容	月額料金
60,000 セッション追	Microsoft365との接続最大セッション 加 数を60,000セッション単位で追加する ことが可能となる	80,000円

<b>世</b>	最大7契約まで追加可能
備考	(基本 + 付加機能 7契約 = 480,000セッション)

# c. ExpressRoute 接続のもの

付加機能1契約ごとに

品目	内容	月額料金
スタティック NAT	Microsoft側発信で且つ契約者向けの 通信(AD連携など)を可能とするために、契約者が設置・管理する必要の あるスタティックNAT設備および機能 を、契約者に代わって提供するもの	20,000円

# 2-3 初期費用

# (1) タイプEのもの

# a. 基本回線

項目	初期費用
1契約	10,000円

# b. 付加機能

項目	初期費用
マルチクラウド接続	12,000円
1申込	
	ア 当該費用は1のクラウドダイレクト契約にのみ適用する
	ものとする(マルチクラウド接続は、収容局設備を介して
	複数のクラウドダイレクト契約者回線(1クラウドダイレ
	クト契約に対して1クラウドダイレクト契約者回線)を接
	続するものであるが、それぞれのクラウドダイレクト契約
備考	に当該費用を適用するものではなく、代表するクラウドダ
	イレクト契約にのみ適用する)
	イ 1申込み当たりのクラウドダイレクト契約者回線の接続
	数に上限はないものとする
	ウ タイプEとタイプI間の接続においては、当該費用をタ
	イプ毎には適用せずタイプEにのみ適用する

# (2) タイプIのもの

a. b.以外 (MAPS 接続 プラン 1 および MAPS 接続 プラン 2)

(2023年7月31日新規受付停止)

項目	初期費用
基本回線1契約	125,000円
付加機能1申込	25,000円
備考	付加機能については、1の申込みで複数契約を可能とする。

# b. ExpressRoute 接続

項目	初期費用
基本回線1契約	150,000円
付加機能1申込	25,000円
備考	付加機能については、1の申込みで複数契約を可能とする。

# 2-4 変更費用

# (1)(2)以外(タイプE)

	項目	初期費用
	上限伝送速度変更	9,000円
ſ	その他	10,000円

## (2) タイプ I のもの

項目	初期費用
上限伝送速度変更	25,000 円
付加機能追加・削除	25,000 円
備考	ア タイプ I については、本規約第 10 条 (クラウドダイレクトの品目の変更) および、第 12 条 (その他の契約内容の変更) の規定にかかわらず、回線速度および付加機能の追加・削除以外の変更申込を取り扱いできません。イ 付加機能については、1 の申込みで複数契約の変更を可能とし、1 の申込み毎に付加機能追加・削除の料金額を適用する。

# 附則

## (実施期日)

この本規約は、2017年4月3日から実施します

# 附則

## (実施期日)

この本規約は、2019年11月26日から実施します

# 附則

## (実施期日)

この本規約は、2020年4月1日から実施します

## 附則

# (実施期日)

この本規約は、2021年4月1日から実施します

## 附則

# (実施期日)

この本規約は、2021年12月1日から実施します

# 附則

# (実施期日)

この本規約は、2023年7月1日から実施します